

移住支援金事業のお知らせ

国・青森県・東通村が連携し、東京一極集中の是正及び中小企業の人手不足解消のため、東京圏から東通村へ移住し、尚且つ就業した方を対象に最大100万円の移住支援金を支給します。概要は、以下のとおりとなります。

◆条件①<移住元> 東京23区の在住者又は通勤者（通算5年以上）

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は、東京圏※₁のうちの条件不利地域※₂以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた方。
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた方（通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点としても可）

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 ※2 ※1内の条件不利地域の市町村

◆条件②<移住先> 東通村内へ移住した方

- ・令和元年12月25日以降に転入し、申請時において転入後3ヶ月以上1年以内の方であること。（※平成31年4月1日～令和元年12月24日までに移住された方も対象となりますが、別な条件がありますので、詳しくは村ホームページをご確認ください。）
- ・申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意があること。

◆条件③<就業> 青森県がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人就業した方

- ・青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイト「Aomori-job」に掲載している中小企業の求人であること。
- ・就業者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職していること。
- ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ・転勤・出向・出張・研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※この他、条件①、②を満たし、県の実施する起業支援金の交付決定を受けた方も対象となります。

◆支給金額：世帯での移住の場合⇒100万円／単身での移住の場合⇒60万円

◆申請方法：移住(転入)後3ヶ月以上1年以内に東通村経営企画課への申請が必要です。

◆注意事項：支給を受けた場合は、申請日から3年未満に青森県内から転出した場合は全額返還、3年以上5年以内に転出した場合は半額返還などの返還義務が発生します。

<問合せ先> 東通村経営企画課 ☎ 27-2111

令和元年度 企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集について

◆企業版ふるさと納税について

国（内閣府）が認定する地方公共団体の地方創生事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対し、企業が寄附を行うと、法人関係税（法人事業税、法人住民税、法人税）について、最大で寄附額の約6割相当額の軽減を受けることができます。

【寄附の条件】

- ・本社（税法上の主たる事業所又は事務所）が東通村にない企業が対象となります。
- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・令和元年度分の事業が寄附の対象となります。
- ・寄附企業への経済的な利益の供与は禁止されています（補助金交付、低金利貸付、入札の便宜など）。

◆東通村の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」について

東通村が内閣府より「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として認定を受けた事業は、次の3事業です。

- ①移住・定住へ選ばれる東通村づくりプロジェクト
- ②東通村最高級生産物3本の矢を中心とした農水産物ブランディングプロジェクト
- ③東通村教育環境デザイン推進プロジェクト

◆寄附のお手続きについて

寄附申出書を村に提出していただいた企業に、村から納付の方法についてご連絡いたします。詳細は、村ホームページをご覧ください。

問合せ先：東通村経営企画課 ☎ 27-2111